

議案第 97 号

伊賀市過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の特例に関する条例の制定について

伊賀市過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の特例に関する条例を次のとおり制定しようとする。

令和3年12月1日提出

伊賀市長 岡 本 栄

記

伊賀市過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の特例に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号。以下「法」という。）第8条第1項に規定する市町村計画として定める伊賀市過疎地域持続的発展計画（次条において「計画」という。）に記載された同条第4項第1号に規定する産業振興促進区域（次条において「産業振興促進区域」という。）内における法第24条に規定する固定資産税について、地方税法（昭和25年法律第226号）第6条第1項の規定に基づき、伊賀市市税条例（平成16年伊賀市条例第109号）の特例を定めるものとする。

(特例措置)

第2条 市長は、法第2条第2項の規定による公示の日（以下「公示日」という。）から令和6年3月31日までの間に、計画において産業振興促進区域内で振興すべき業種として定められた租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第12条第3項の表の第1号又は同法第45条第2項の表の第1号の規定の適用を受ける製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業（法第23条に規定する農林水産物等販売業をいう。第2号において同じ。）又は旅館業（下宿営業を除く。第1号において同じ。）の用に供する設備であって、取得価額の合計額が次の各号に掲げる事業の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額以上のもの（以下「特別償却設備」という。）の取得等（法第23条に規定する取得等（租税特別

措置法施行令（昭和32年政令第43号）第28条の9第10項に規定する資本金の額等（第1号において「資本金の額等」という。）が5,000万円超である法人が行うものにあつては、新設又は増設に限る。）をいう。次条において同じ。）をした者について、当該特別償却設備である家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地（公示日以後において取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があつた場合における当該土地に限る。）（第6条において「特別償却設備等」という。）に対する固定資産税の課税を免除するものとする。

(1) 製造業又は旅館業 500万円（資本金の額等が5,000万円超1億円以下である法人が行うものにあつては1,000万円とし、資本金の額等が1億円超である法人が行うものにあつては2,000万円とする。）

(2) 情報サービス業等又は農林水産物等販売業 500万円
（課税免除の期間）

第3条 前条の規定により固定資産税の課税を免除することができる期間は、取得等をした特別償却設備に係る固定資産税を新たに課することとなる年度以後3年度とする。

（課税免除の申請及び決定）

第4条 第2条の規定による固定資産税の課税の免除（以下「免除」という。）を受けようとする者は、当該免除を受けようとする各年度の初日の属する年の1月31日までに規則で定める申請書その他関係書類により市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があつた場合は、審査の上、免除の可否を決定し、その結果を当該申請をした者に通知するものとする。

（報告及び調査）

第5条 市長は、免除を受けた者について、当該免除に関し、必要な事項の報告を求め、及び必要な調査を行うことができる。

（課税免除の取消し）

第6条 市長は、免除を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該免除の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 虚偽の申請その他不正の手段により免除を受けたとき。

(2) 免除の対象となつた特別償却設備等を当該特別償却設備等に係る事業の目的に使用せず、又は他の目的に使用したとき。

(3) 特別償却設備等に係る事業を廃止し、若しくは休止したとき、又はその状況にあると市長が認めるとき。

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。